

福津市SDG s 宣言事業実施要綱  
(令和3年10月1日福津市告示第193号)

(趣旨)

第1条 福津市は、市民、事業所・団体等及び市が一丸となってSDG sに取り組むため、福津市SDG s 宣言事業(以下「事業」という。)を実施するものとし、その実施に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所・団体等 市内において事業を行い、又は活動を行う個人事業主、法人、教育機関その他の団体をいう。
- (2) SDG s 国際連合総会で採択された、国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための17の開発目標をいう。
- (3) SDG s 宣言 事業所・団体等のSDG s の推進に関する取組の宣言をいう。

(事業の内容)

第3条 本事業は、次の各号を目的とし、市が事業所・団体等から宣言を募集するものである。

- (1) 事業所・団体等におけるSDG s の取組を広く把握すること。
- (2) 事業所・団体等におけるSDG s の取組を促進すること。
- (3) 事業所・団体等におけるSDG s の取組の優良事例の発掘と横展開を図ること。
- (4) 事業所・団体等におけるSDG s の取組状況を市公式ホームページや広報紙を用いて市内外に向けて情報発信すること。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業所・団体等とする。

- (1) SDG s の推進を現に実施、又は実施予定であること。
- (2) 市のSDG s の推進に賛同し、その取組に協力すること。
- (3) 福津市暴力団等追放推進条例(平成21年福津市条例第17号)第2条第4号に規定する暴力団員でないこと又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(SDG s 宣言)

第5条 SDG s 宣言を希望する事業の対象者(以下「希望者」という。)は、SDG s 宣言書(別記様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、希望者から提出されたSDG s 宣言書の内容を確認した上で、市公式ホームページに掲載するとともに、希望者にSDG s 宣言証を交付するものとする。

(取組の報告等)

第6条 前条第2項の規定によりSDG s 宣言証の交付を受けたもの(以下「SDG s

宣言者」という。)は、その取り組み、達成状況について市長への定期的な報告は不要とする。ただし、市長から取組内容について説明の要請があった場合は、これに協力するものとする。

- 2 SDG s 宣言者は、SDG s 宣言書の取組内容に変更が生じた場合には、その都度、市長に報告するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に規定するもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(別記様式)

## SDGs宣言書

私たちは、持続可能なまちづくりに向けて、次のとおり取り組むことを宣言します。

<宣言日・変更日>

年 月 日

<b>事業所・団体等としてSDGs推進にあたり取り組むこと、取り組んでいること ※市ホームページに公開します。</b>

事業所・団体等又は 関連事業者等の名称				
事業所・団体等の概要				
代表者	職名		氏名	
所在地				従業員 (構成員)数
事業所・団体 ホームページURL			市HPへの リンク可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> HPなし
担当者	所属		氏名	
	電話番号		FAX番号	
	Eメール			
暴力団関係者 でないことの誓約		<input type="checkbox"/> 暴力団、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を 有するものではないことを誓約します。		